

おめでとうございます

(敬称略)

◎経済産業省所管統計調査功労

統計調査員感謝状贈呈

長妻 勉さん(大東町)

永年にわたり統計調査に従事され、その功績が特に顕著であったことにより

◎島根県知事感謝状贈呈

毛利 幸さん(木次町)

各種統計調査に従事され、その成績が優秀であったことにより

雲南市顧問の

選任について (敬称略)

(平成17年1月1日付)

市では国土交通省直轄事業である尾原ダム建設事業、中国横断自動車道尾道松江線建設事業とその関連事業の着実な推進を図るため非常勤の顧問2名を設置しました。

なお、任期は平成18年12月31日まで2年間です。



尾原ダム対策担当 田中 豊繁 (木次町)
高速道路関連事業対策担当 山根 昊一郎 (三刀屋町)

振り込め詐欺等に

注意しましょう

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

全国各地で、警察官や弁護士を装って交通事故名目の示談金等のお金を振り込ませようとする電話による詐欺事件が多発しています。

このような電話があった場合は、すぐにお金を振り込まず、最寄りの駐在所、警察署又は市役所にご相談ください。

お詫びと訂正

市報うんなん1月号の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。
19 ページまのHOTな話題中 雲南市内の温泉施設深合温泉の電話番号
(誤) 49・9431 ↓(正) 45・5454

申告は正しく期限内に

住民税の申告相談について

市民部税務課

☎0854・40・1034

住民税は、1月1日現在の住所地の市町村が前年中の所得により課税するものです。

●申告相談日程

【期間】 2月16日(水)～3月15日(火)

【場所】

旧町村の区域ごとに1～2ヶ所の会場で行います。

※詳細は全戸配布の申告相談日程をご覧ください。

●住民税の申告が必要な人

(所得税の確定申告をした人を除く。)

- ①国民健康保険の加入者
- ②農業所得がある人
- ③給与所得以外の所得がある人

●所得税の還付申告

所得税の確定申告をすることにより所得税の還付が受けられる場合があります。

- ①住宅を取得した場合
- ②退職等により年末調整を受けられなかった場合
- ③多額の医療費の支出があった場合など

介護保険の要介護認定を受けている方の「税法上の障害者控除」認定申請手続きについて

健康福祉部長寿障害福祉課

☎0854・40・1042

または各健康福祉センターまで
介護保険の要介護認定を受けている方は、16年12月31日現在の認定状況により、所得税法及び地方税法上の障害者控除を受けられる場合があります。基準など詳しい内容は下記のとおりです。

この障害者控除を受けるには、申請により控除の対象者であるとの認定を受ける必要がありますので、雲南市の各健康福祉センターへ認定申請書を提出してください。各センターにおいて控除の対象者であるかどうかを判定し、対象となる場合には認定書を発行します。

この認定書による障害者控除は、確定申告をされる際に受けることができますので、認定書を提示してください。なお、身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方は、その手帳の所持により「特別障害者控除」が受けられますので、この手続きをされる必要はありません。

また、3～6級の手帳をお持ちの場合はその手帳の所持により「障害者控除」が受けられますが、要介護認定の

平成16年度 雲南市職員採用試験案内

★平成16年度雲南市職員採用試験を次のとおり行います。

1. 受付期間… 1月20日(木)～2月9日(水) ※郵送による場合は、2月7日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。
2. 受付場所・時間… 雲南市総務部総務課・平日の午前8時30分から午後5時15分まで
3. 試験の種目、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種目	試験区分	採用予定人員	職務内容
中級(短大卒程度)	保育士	若干名	雲南市の保育園(所)又は幼稚園に勤務し、保育園(所)保育士又は幼稚園教諭として従事します。

4. 受験資格

試験種目	試験区分	年齢・性別等
中級(短大卒程度)	保育士	昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者(平成17年4月1日現在で、満20歳から満29歳までの者)で保育士の資格及び幼稚園教諭の免許の両方を有する者、又は平成17年3月末までに当該資格及び免許の両方取得する見込みの者

5. 試験の日時、試験地、試験会場及び合格発表

区分	日時	試験地及び会場	合格発表
第1次試験	2月20日(日) 受付時間 9:15～9:45 試験開始 10:00～	木次町木次1013-1 雲南市役所4階会議室	3月上旬頃受験者に通知します。
第2次試験	3月上旬の予定 第一次試験合格通知の際にお知らせします。		3月中旬頃受験者に通知します。

試験内容や受験手続など、この試験についての問い合わせは、〒699-1392島根県雲南市木次町木次1013-1 雲南市役所総務部総務課人事グループ ☎0854-40-1021 まで

都市計画変更図書

縦覧について

建設部都市建築課

☎0854・40・1064

または各総合センターまで

雲南市木次町地内での都市計画道路の変更を計画しています。これに伴い都市計画法に基づいて原案の縦覧を次のとおり行います。

●都市計画の種類

木次都市計画道路

●都市計画を変更する土地の区域

雲南市木次町木次、新市、下熊谷、里方、山方、西日登

●縦覧場所

市役所建設部都市建築課

●縦覧期間

2月15日(火)～3月1日(火)
(土日、祝日を除く8時30分～17時)

●「特別障害者控除」の対象となる方

①介護度が要介護1～5の認定を受けていて、主治医意見書の「痴呆性老人の日常生活自立度」がMと判定された方

②介護度が要介護3～5の認定を受けていて、主治医意見書の「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1、C2と判定された方

※要介護認定を受けていた方が16年中途で死亡された場合については、最終の認定状況により判定します。



国民年金制度改正について

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

国民年金制度が次のように変わります。

保険料の引き上げについて

〔平成17年4月分〕

今回の改正では、最終的な保険料水準を決めて、保険料にあわせて給付を調整する「保険料水準固定方式」の考え方で見直しが行われました。平成17年度からは毎年度280円ずつ引き上げられ、平成29年度から月額16,900円となります。平成17年度は、月額13,580円です。

国民年金保険料免除制度の拡充

〔平成18年7月実施〕

納付のしやすい環境の整備を図る点から、現制度の全額免除と半額免除に加え、4分の1免除および4分の3免除が追加されます。免除期間についての年金給付額は、4段階に区分され算定されます。

若年者納付猶予制度

〔平成17年4月～平成27年6月までの
時限措置〕

学生でない若年者について、本人及び配偶者の所得要件で保険料納付を猶

予し、追納できる仕組みが設けられました。

◎30歳未満の第1号被保険者であつて、本人及び配偶者の所得が基準に該当することが必要です。

◎納付猶予期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金の計算には反映されません。

◎納付猶予期間については、10年間追納できます。

◎納付猶予期間中に障害となったり、死亡した場合には、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給されます。

申請免除・学生納付特例等の承認期間の遡及

〔平成17年4月〕

現在の制度では「申請日の属する月の前月」以後の保険料納付が免除されることになっていました。

◎申請免除については「直前の7月」

まで、学生納付特例については「直前の4月」まで遡及して承認されます。

◎若年者納付猶予制度については、申請免除と同じですが、平成18年6月までの申請に限り、平成17年4月まで遡及して承認されます。

国民年金保険料の追納の優先順位の見直し

〔平成17年4月実施〕

現在は、全額免除や半額免除、学生納付特例制度によって納付を免除されていた保険料を追納する場合は、学生納付特例を先に納付することとされています。改正後は、学生納付特例期間より前に免除期間がある場合は、本人の選択により先に経過する保険料から納めることが出来るようになります。

免除基準の見直し

〔平成17年4月実施〕

申請免除の所得要件が見直されます。単身世帯を中心に所得要件の緩和が行われます。

追納加算率の見直し

〔平成17年4月実施〕

免除期間や納付特例期間の保険料を納める場合、納付月から2年を過ぎると当時の保険料額に加算率が付加され毎年保険料月額が増額となります。

この加算率については、現在の水準(4%)から引き下げられます。

国民年金第3号被保険者の 特例届出

〔平成17年4月実施〕

第3号被保険者期間のうち、第3号被保険者に係る届出をしなかったことにより、保険料納付済期間に算入され

ない期間がある方は、届出により保険料納付済期間に算入されることになりました。

◎平成17年4月1日以前の第3号被保険者期間については、届出により保険料算入期間に算入されます。

◎平成17年4月1日以後の第3号被保険者の届出が遅れた場合については、やむを得ない事由があると認められれば届出により保険料算入期間に算入されます。

国民年金の高齢任意加入対象者の 拡大

〔平成17年4月実施〕

65歳までに老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことが出来ない人については、65歳以上70歳未満の期間においても任意加入が出来るようになっていきます。現行では昭和30年4月1日以前に生まれた人が対象でしたが、今回の改正で昭和40年4月1日生まれまでが対象となりました。

口座振替割引制度の導入

〔平成17年4月実施〕

現在の口座振替では、1年分または6月分をまとめて払う前納の場合に保険料が割安になりましたが、月々に口座振替で納付する場合にも、1月早く納付することにより割引されるようになります。

